

| 番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|---------------------|--|--|
| 1 | 仕様書3業務内容 | <p>「複数の機能を持つ居場所」というのは、単なる居場所ではなく、児童青年に対しては学習支援もできる、子育て不安や子どもの将来について親御さんへの相談支援もできる、青年・成人に対しては相談支援だけでなく就労支援もできる、障害のあるなしに関わらずグレーゾーンの方にも特性理解に基づいた適切な相談支援ができる、「ひきこもり支援」においては「居場所へのひきこもり」滞留問題も一部問題となっていますが、ひきこもりの方々に対して単なる居場所の提供だけではなく移行支援・社会参加支援ができる、そういった複数の機能を実行・実現できる居場所、そういう理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>本事業の目的は、子どもから若者・障がい者・高齢者まで誰もが気軽に通えることができるような機能を持った「地域共生型居場所」を実施することです。</p> <p>地域共生型居場所は、例えば、子育て支援・障がい者支援・就労支援・学習支援・引きこもり者支援など、複数の機能を持った居場所を実施することで、支援と支援の挟間に陥った人や生きづらさを抱えた人が社会とつながりを持てるような場づくりを行うとともに、その居場所に参加するうちに、本人や家族が潜在的に抱える困り事を見だし、相談や支援を開始したり、公的な支援機関につなぐ役割を持つものと想定しています。</p> <p>複数の支援ができることも重要ですが、様々な方々が気軽に通うことができ、社会とつながりを持てるような場づくりも重要であると考えています。</p> |
| 2 | 実施要領3(4) 企画提案書の作成要領 | <p>「④多様な居場所事業を実施するためのネットワーク（人的協力等）は見込めているか」という点ですが、「ネットワーク(人的協力等)が見込めるか」ということから、機関連携の問題で、地域包括支援センター、社協の総合相談窓口・基幹相談支援センター・さくら園、子ども若者相談センター(虐待対応部門・教育相談部門・スクールソーシャルワーカー部門・若者相談部門・セオリアなど)や生活困窮者支援くらしとじごとの応援カウンター、またハローワークや民間のクリニックや相談支援事業所など様々な関係機関と連携が取れているか、といった意味と理解すればよろしいでしょうか。</p> | <p>利用者支援という観点での支援機関とのネットワークというよりも、多様な居場所事業を実施するための事業者内での連携や他の事業者とのネットワークを想定しています。</p> <p>例えば単一事業者で実施するのであれば、事業者内で、子どもや障がい、高齢など部門相互のネットワークにより、縦割りを越えた多様な居場所が実施可能となっている、あるいは、様々な居場所事業を実施している複数の事業者が共同して実施することにより多様な居場所を実施することが可能となっている場合などを想定しています。</p> |

| 番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------------|---|--|
| 3 | 仕様書4 業務内容 | <p>「生きづらさを抱えた人が利用しやすいような、実施形態や実施回数等に配慮すること」とありますが、当センターは1日6時間週5日開設しているものの、地域共生型居場所事業を併設する場合、週3回とか限定してもよいという理解でよろしいでしょうか。地域共生型居場所事業として想定されている開設時間や開設日数があるようでしたら、お教えください。</p> | <p>仕様書に記載している内容を実施していただく事が必要であり、貴事業者が仕様書の内容に相応すると考える対応を提案いただき、対応の方法や内容については提案書の内容で評価します。</p> |
| 4 | 仕様書 6 配置する人員等について | <p>「平日の9-17時の間、利用者等からの問い合わせへの対応が可能となるような体制」というのは、携帯電話での対応ということでしょうか。また、様々な方に、より幅広くご利用いただくには、働いておられる方々も視野に入れて、土曜日の相談支援と居場所援の開設が望ましいと考えますが、土曜日に開設した場合にも、平日も5日対応できることが必要(土曜も含めて6日間対応)と考えたほうがよろしいでしょうか。また、夜間対応が出来る日がある方が望ましいとも考えると、開設時間を13時から19時までといった時間にずらす日も考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>仕様書に記載している内容を実施していただく事が必要であり、貴事業者が仕様書の内容に相応すると考える対応を提案いただき、対応の方法や内容については提案書の内容で評価します。</p> |
| 5 | 仕様書 9事業委託料(対象経費) | <p>例えば、お菓子や飲み物を提供する場合、あるいは簡単なクッキングをする場合の食料費というのは、対象経費となると理解してよろしいでしょうか。また、ホームページの作成(事業委託で)や維持のための費用は、広告宣伝費といったことになるかと思われませんが、対象経費として認められますでしょうか。また、活動交流ルームやPCルームにはエアコンが3台あるのですが、相談室として利用する個室に現在エアコンがありません。相談支援を重視して機密性を高めるためにエアコンを設置することは、備品購入費として認められるでしょうか。</p> | <p>お菓子や飲み物を提供する場合、あるいは簡単なクッキングをする場合の食糧費については、「その他事業運営にかかる経費」となり、また、「8 利用者負担及び徴収等」にあるように事前に市と協議のうえ、利用者から徴収することも可能です。なお、食事を提供する場合は、事前に保健所と協議する必要があります。</p> <p>本事業の利用者向け周知は、市ホームページに事業の内容等について掲載するとともに、市広報にも掲載する予定であり、ホームページの作成・維持にかかる経費については、本事業の実施に必要な経費かどうかで判断します。備品購入費についても同様に、本事業の実施に必要な範囲内で判断します。</p> |